

「時短要請等に応じた飲食店への協力金」の見直しについて (緊急事態宣言の経過措置期間における今般のまん延防止等重点措置区域の指定に係る対応)

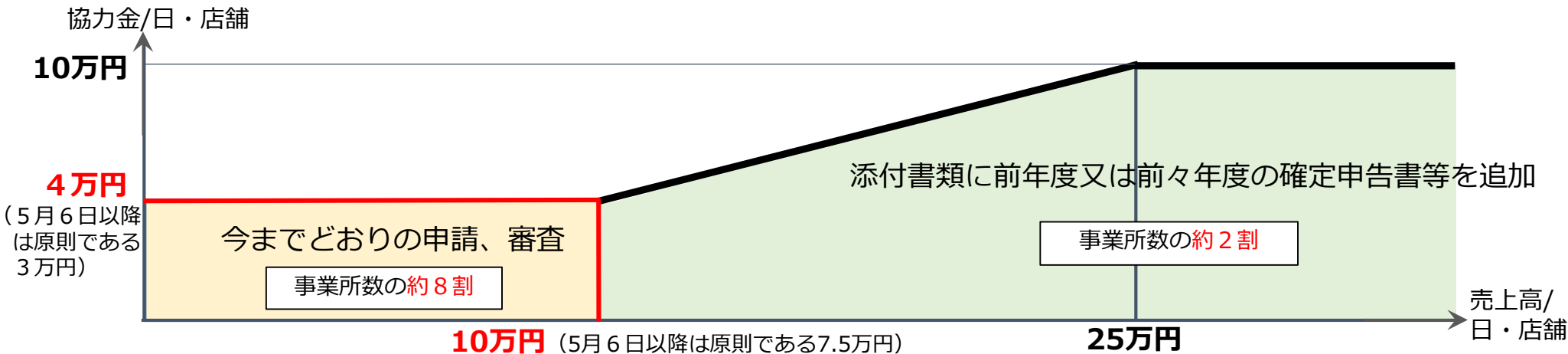
【中小企業に適用】

中小企業の定義

…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する資本金総額が5,000万円以下、又は常用雇用者数50人以下の事業者

前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～
1年間のおおよその売上高 (正確な金額)	～約4,000万円 (3,650万円)	約4,000万～約1億円 (3,650万円～9,125万円)	約1億円～ (9,125万円～)
事業所シェア	約8割	約1割	約1割
協力金の金額 (～20時の時短)	4万円/日 ※10万円の4割	4万円～10万円/日 ※売上高に応じて増加 10～25万円の4割	10万円/日 ※25万円の4割
5月6日以降	「～10万円」は原則である「7.5万円」 「～4万円/日」は原則である「3万円/日」	「10万円～」は原則である「7.5万円～」 「4万円/日～」は原則である「3万円/日～」	

(注) 4月21日までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置期間は1日4万円～10万円



【大企業・希望する中小企業に適用】

1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円)

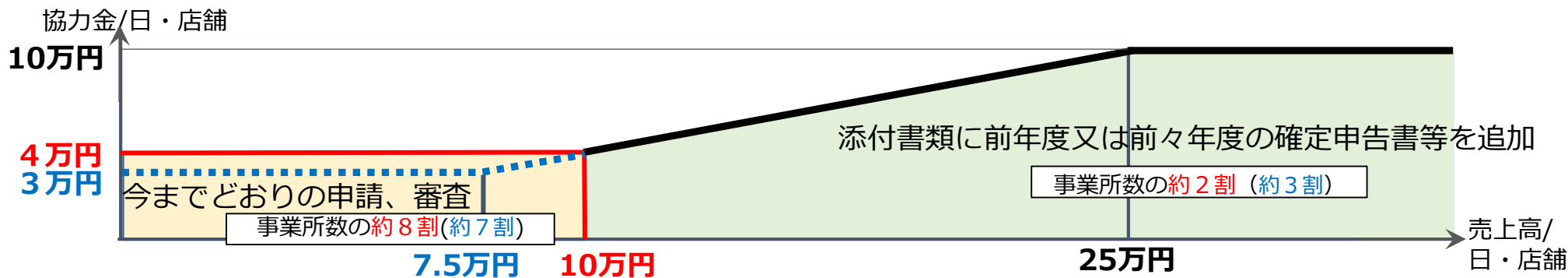
※ 本制度に基づく規模別協力金制度の実施に係る事務費として、**交付金配分額×2%**を配分。

「時短要請等に応じた飲食店への協力金」の見直しについて（制度の全体像）

【中小企業に適用】

前年度又は前々年度の1日当たり売上高		～10万円 (7.5万円)	10 (7.5) ～25万円	25万円～
1年間のおおよその売上高 (正確な金額)		～約4,000万円 (3,650万円) ～約3,000万円 (2,738万円)	約4,000万～約1億円 (3,650万円～9,125万円) 約3,000万～約1億円 (2,738～9,125万円)	約1億円～ (9,125万円～)
事業所シェア		約8割 (約7割)	約1割 (約2割)	約1割
協力金の金額	緊急事態地域 or まん延防止等重点地域 ～20時の時短	4万円(3万円)/日 ※10万円(7.5万円)の4割	4万円(3万円)～10万円/日 ※売上高に応じて増加 10(7.5)～25万円の4割	10万円/日 ※25万円の4割
	その他地域	21時までの時短要請の場合、4万円/日（それ以外の場合は、2万円/日） 5月6日以降は、売上高に応じて2.5万円～7.5万円		

- (注) ・ 赤色部分は、宮城・大阪・兵庫の今般のまん延防止等重点措置地域での対応
 ・ 青色部分は、5月6日以降の対応
 ・ 4月21日までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該重点措置期間は1日4万円～10万円



【大企業・希望する中小企業に適用】

1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）

※ 本制度に基づく規模別協力金制度の実施に係る事務費として、**交付金配分額×2%**を配分。